

## 太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和四年宮城県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

### (設置規制区域)

第三条 条例第二条第六号の規則で定める土地の区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- 四 砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）第二条第一号の規定により指定された砂防指定地

### (事業者が講ずるよう努める措置)

第四条 条例第三条第二項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画作成の初期の段階から、地域住民への十分な情報提供を行う等、太陽光発電事業について理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 三 太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄物等が、地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- 四 太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業

の廃止に要する費用を、事業開始当初から、計画的に積み立てる等の方法により確保すること。

五 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、当該太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。

六 太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から太陽光発電施設を撤去する日までの間、地震又は津波に起因して生じた当該太陽光発電施設に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること。

七 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波又は反射光等が地域住民及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。

八 太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと。

九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第五項に規定する再生可能エネルギー電気の調達を終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること。

十 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去するとともに、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（地域住民等）

第五条 条例第四条第一項に規定する規則で定める者は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する

者とする。

(設置許可の申請)

第六条 条例第五条ただし書の設置許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、設置許可申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図（木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る。）
- 三 太陽光発電施設の構造図
- 四 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 五 排水計画に係る平面図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類

(設置規制区域内における設置許可基準)

第七条 条例第六条第一項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業区域に第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる区域のいずれかが含まれる場合は、申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。
- 二 事業区域に第三条第三号に掲げる区域が含まれる場合は、次のいずれかを満たすと認められること。
  - イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。
  - ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等への建物被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。
- 三 太陽光発電施設の設置に当たり関係法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許

認可等を受けている者であること。

(変更許可の申請)

第八条 設置許可を受けた者が条例第七条第一項の変更許可（以下「変更許可」という。）を申請しようとするときは、事業変更許可申請書（様式第二号）に第六条に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(設置許可に係る軽微な変更)

第九条 条例第七条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものをいう。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- 二 設置規制区域内で事業を行う理由の変更
- 三 工事着手若しくは完了予定年月日又は運転開始若しくは事業終了予定年月日の変更
- 四 維持管理等計画の公表方法の変更
- 五 関係法令及び条例の状況の変更
- 六 その他知事が変更許可が不要と認めるもの

2 条例第七条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（様式第三号）によるものとする。

(設置許可に係る着工等の届出)

第十条 条例第八条第一号の規定による届出は、工事の着手については工事着手届出書（様式第四号）、工事の完了については工事完了届出書（様式第五号）によるものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事写真
- 二 その他知事が必要と認める書類

3 条例第八条第二号の規定による届出は、工事の中止については工事中止届出書（様式第六号）、工事の再開については工事再開届出書（様式第七号）によるものとする。

(事業計画の届出方法)

第十一条 条例第十条の規定による届出は、事業計画届出書（様式第八号）によるものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図

二 現況写真

三 その他知事が必要と認める書類

(事業計画の変更届)

第十二条 条例第十一条の規定により事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書（様式第九号）に前条第二項に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。

(維持管理等)

第十三条 条例第十二条第一項に規定する規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

一 太陽光発電施設については、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、生活環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。

二 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な対応を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

三 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に、速やかに復旧に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること。

2 条例第十二条第二項の維持管理等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 維持管理等の基本事項

二 維持管理等の実施体制

三 維持管理等の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域

の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

六 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる基準を満たすことを確認するために知事が必要と認める事項

3 条例第十二条第三項の規定により維持管理等計画を公表する者は、次に掲げる事項を公表内容に含めるものとする。

一 維持管理等の責任を負う者の氏名、住所及び連絡先

二 維持管理等を委託する場合は、その委託先の氏名、住所及び連絡先

三 月次点検の時期、内容及び方法

四 年次点検の時期、内容及び方法

4 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、条例第十二条第二項の規定により維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管しなければならない。

5 事業者は、設置許可申請又は条例第十条の規定による届出の際に、条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表の方法を知事に通知しなければならない。

6 条例第十二条第三項の規定による維持管理等計画の公表は、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、前項の規定により知事に通知した方法により行われなければならない。

7 設置許可を受けた者又は条例第十条の規定による届出を行った者は、維持管理等計画を作成した際は、速やかに維持管理等計画をインターネットの利用その他の県民に広く周知できる方法によって公表しなければならない。

8 条例第十二条第五項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書（様式第十号）により行われなければならない。

9 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 太陽光発電施設の位置図及び配置図

二 事故状況写真

三 その他知事が必要と認める書類

（地位の承継）

第十四条 条例第十三条第二項及び第三項の規定による届出は、事業承継届出書（様式第十一

号)によるものとする。

(廃止の届出)

第十五条 条例第十四条第一項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第十二号)によるものとする。

2 前項の事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 現況写真
- 二 廃止後において行う措置を示した平面図
- 三 その他知事が必要と認める書類

(身分証明書)

第十六条 条例第十六条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十三号によるものとする。

(市町村の条例との関係)

第十七条 条例第二十条の規定により、仙台市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

2 条例第二十条の規定により、次に掲げる区域については、条例第四条から第九条まで、第十三条第一項及び第二項、第十七条第一項並びに第二十二条第一号の規定は、適用しない。

- 一 蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(令和五年蔵王町条例第二十七号)に規定する禁止区域
- 二 丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例(令和三年丸森町条例第二十二号)に規定する禁止区域

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(既存施設の変更許可)

2 条例附則第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項以外の事項とする。

- 一 既存事業者の住所及び氏名(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 設置規制区域内で事業を行う理由

三 維持管理等計画の公表方法

四 その他知事が変更許可が不要と認めるもの

3 第八条及び第九条第二項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第八条中「変更許可」とあるのは、「附則第三項において準用する第七条の許可」と、第九条第二項中「条例第七条第二項の規定による軽微な変更」とあるのは、「附則第二項に掲げる事項」と、それぞれ読み替えるものとする。

(既存施設の届出)

4 条例附則第五項の規定による届出は、既存事業概要届出書（様式第十四号）によるものとする。

5 第十一条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、第十一条第二項中「事業計画届出書」とあるのは、「既存事業概要届出書」と読み替えるものとする。

6 条例附則第六項の規則で定める書類は、宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン（令和二年四月一日施行）による事業計画書とする。

(既存施設の維持管理等)

7 条例附則第九項及び第十一項により規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 維持管理等の基本事項

二 維持管理等の実施体制

三 維持管理等の内容

四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

(既存事業者の地位の承継に係る届出)

8 条例附則第十二項の規定による届出は、既存事業承継届出書（様式第十五号）によるものとする。

附 則



(施行期日)

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の太陽光発電施設の設置等に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。